

災害に遭った場合の取り扱い ～納税の猶予～

このたびの大震災に遭われた方々に、心よりお見舞い申し上げますとともに、1日でも早く余震が収まり静かな町に戻りますようお願い申し上げます。

今回は予定を変更して、災害時の納税の猶予等の取り扱いについてお届けします。

1 申告・納税が自動的に猶予（延期）されました

国税庁長官が災害を受けた地域を指定し、その指定地域内に納税地がある場合には、3月11日以降に期限の到来する全ての税目について、特別な手続きをしなくても、自動的に申告・納付の期日が延長されることになりました。青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県が現時点で指定地域となっています。

地域のみを発表で、いつまで延長されるのかについては、まだ決まっていません。また、今後明らかになっていく被害の状況により、指定地域についても見直される可能性があります。また、指定地域外に納税地を有する納税者であっても、交通断絶等により申告等が困難な場合には、申告等の期限延長が認められると国税庁からの発表がありました（3月14日）。詳細は所轄の税務署にご確認下さい。

2 申請の手続きを行えば猶予されます

(1) 2ヶ月以内に手続きを要するもの

事業所は指定地域にあるが納税地は指定地域内ではない場合（例：本社は東京、宮城県に工場）は、原則自動的に延長とはなりません。災害がやんだ日から2ヶ月以内に申請手続き（手数料は不要）を行うと、通常行われる個別調査や担保なしで納期の延長が認められます。

猶予の対象となるのは、災害による損失の影響を受ける前の国税で、災害により予想外に納付が困難になったものに限定されています。延長期間は損失の程度により異なりますが、原則として1年以内です。

(2) 2ヶ月を過ぎても・・・

2ヶ月を過ぎても、担保を提供するなど一定の条件を満たした場合には、原則1年間、最大で2年の猶予を受けることが可能な制度があります。この猶予は（1）の猶予と合わせて適用を受けることができます。つまり、1年の猶予期間内に資力が回復せず、やはり納付出来ない状況であるならば、同じ災害を理由として更に猶予されますので、通算で最大3年の猶予が認められる場合があります。

またいずれの場合にも、猶予期間に対応する延滞税は全額免除されます。

3 災害等で相続財産に被害を受けた場合

相続等により取得した財産について、災害により財産の価額の10%以上の被害を受けたときは相続税が軽減される制度があり、次の区分によりそれぞれ救済措置が設けられています。

(1) 災害が法定申告期限前に発生した場合

法定申告期限前ということはまだ税額が確定していないということなので、被害を受けた財産の価額を控除して相続税を計算します。相続税の申告書に被害の状況や被害額等を記載し、原則として申告期限内に提出する必要があります。

(2) 災害が法定申告期限後に発生した場合

法定申告期限後の場合は、既に税額が確定しています。災害があった日以後に納付すべき相続税額があれば、被害を受けた財産の価額に対応する金額が免除されます。この場合は、被害の状況や被害額等を記載した申請書を災害のやんだ日から2ヶ月以内に提出する必要があります。

上記1・2は国税通則法、3は災害減免法の規定となります（贈与についても同様の取り扱いがあります）。